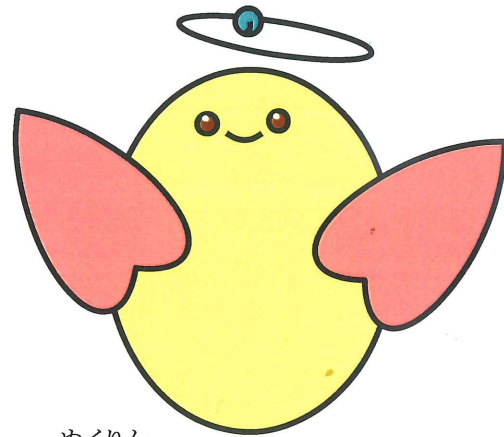


令和2年度
事業計画書



ぬくりん

(上越市社協マスコットキャラクター)



社会福祉法人上越市社会福祉協議会

目 次

基本方針	1
令和2年度事業計画内容	2
Ⅰ 法人運営の円滑な実施	2
1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制	2
（1）内部管理体制強化の推進	2
（2）理事会、評議員会、監事会、専門部会の開催	2
（3）本所・支所の機能と役割	2
（4）情報の管理と共有	3
（5）リスクマネジメントの強化	3
2. 安定した事業継続のための財政運営	3
（1）事業継続のための財政運営	3
（2）資産の有効活用と新規事業の企画	3
3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成	4
（1）キャリア形成支援と人財育成	4
（2）法人理念の浸透と内部管理体制の強化	4
（3）先進的な社会福祉法人を目指した経営	4
（4）職員育成、実習生等受け入れ体制の整備	4
Ⅱ 地域福祉事業・活動の推進	4
1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域	5
（1）全世帯を対象とした福祉教育の推進	5
（2）福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援	5
2. 支え合いの活動が広がる地域	6
3. 誰もが安心して暮らせる地域	7
（1）権利擁護支援の強化	7

(2) 総合相談体制の構築	8
(3) 災害支援体制の強化	8
(4) 関係者・団体への支援及び協働体制の構築	9
(5) 上越市地域福祉活動計画の推進	9
(6) 受託事業の実施	10
III 介護・障害福祉サービス事業等の実施	11
1. 居宅介護支援事業	11
2. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	11
3. 通所介護（デイサービス）事業	12
4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業	13
5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業	13
6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	14
7. 地域包括支援センター事業	14
8. 障害者相談支援事業	14
9. 上越圏域障害者地域生活支援センター （精神障害者地域移行支援）事業	15
10. 地域生活支援拠点等運営事業	15
11. 障害者就労支援等事業	15
12. 共同生活援助（障害者グループホーム）事業	16
13. 高齢者健康支援訪問事業	16
14. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業	16
15. 介護員養成研修（介護職員初任者研修過程）事業	17
IV 施設の管理・運営事業	17

令和2年度 上越市社会福祉協議会 事業計画

～ 共に生き 共につくる 福祉社会を目指して ～

基本方針

民間調査会社の統計によると、昨年1年間の老人福祉・介護事業倒産は、集計を開始以来、過去最高だった平成29年の111件に並び、平成28年から4年連続の100件台と高止まりが続いています。こうした倒産増加の背景には、新規参入が相次ぐ中、過小資本の事業者ほど人手不足が深刻さを増す悪循環に陥り、小規模零細事業者の倒産が加速している状況があります。一方、国内の経済情勢は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、老人福祉・介護事業においては、引き続き、厳しい状況が続くことが予測されます。

このような状況の中、当法人では、昨年度、内部管理体制の基本方針を策定したほか会計監査人を設置するなど、改正された社会福祉法が求める法人組織づくりに積極的に取り組んでまいりました。持続可能な財政運営を確立し、組織のガバナンス強化を図るためには、こうした取組を着実に進めていかなければなりません。

また、令和2年度は「第2次運営・事業実施計画」の最終年度となりますので、多くの検討課題に向き合いながらこれまでの取組を検証するとともに、全社協が示す「社協・生活支援活動強化方針」との整合性を整理し、地域の皆さんに信頼される社協づくりに向け、新たな5か年の目標を見据え第3次計画の策定に取り組んでまいります。

地域福祉事業では、平成31年度に策定した「地域福祉活動計画」に基づき、「地区地域福祉活動計画」の策定に向け、地域に働きかけるとともに、住民福祉会の活動を支援してまいります。また、権利擁護支援の強化を図るため、体制の整備を行います。

介護・障害福祉サービス事業では、引き続き、人材確保に努めるほか、新採用職員の研修体制を充実いたします。また、デイサービスセンター謙信高志の里などをモデル事業所として、ICTを活用したケア記録システムを導入し、事務の効率的改善に努めてまいります。

人口の高齢化が依然として進む中、地域社会や介護サービス現場に求められるニーズは複雑・多様化し、当法人の役割はますます重要になっています。地域福祉の推進という社会福祉協議会の設置目的はもとより、安全・安心な施設運営、地域社会に貢献するという社会福祉法人としての役割を踏まえ、改めて組織基盤を確固たるものにする一年とするよう、役員・職員一丸となって取り組んでまいります。

令和2年度 事業計画内容

I 法人運営の円滑な実施

当法人の定款で定める「上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る」という目的を実現していくために平成23年から5か年ごとの運営・事業実施計画を策定し取組を進めてきた。令和2年度に第2次運営・事業実施計画の最終年度を迎えるにあたり、当該計画期間中の取組を評価、検証し第3次運営・事業実施計画を策定する。また、人口減少と労働力不足といった環境下において、地域での暮らしを支える福祉サービスの供給体制の整備及び充実が一層求められている中、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政や事業者、企業などが協働するための要としての役割を果たしていく。平成31年度に策定した上越市地域福祉活動計画を地域住民と共に実践し、社協の使命である住民主体の地域福祉を推進していく。今後予想される新たな課題に対応し、また必要とされる福祉サービスの供給と質を確保するために、会計監査人による監査、監事監査、内部監査による内部統制の実行と定着を図り、理念の共有に基づく組織づくりと福祉サービスの質の向上に向けた取組を継続して行っていく。

1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制

- (1) 当法人は、地域に信頼される社会福祉法人を目指し、令和元年度から会計監査人の設置とともに、経営管理体制、リスク管理体制、コンプライアンスに関する管理体制を強化するために内部監査部門を設置し、職員の職務執行状況についてコンプライアンスの観点から内部監査を実施している。引き続きリスク管理、内部管理体制の強化、事業運営の透明性確保と財務規律の一層の強化を図る。
- (2) 理事会、評議員会、監事会及び専門部会の開催により、法人の重要事項を審議・決定し、計画の具現化を進める。
 - ・理事会 年3回、必要により臨時開催
 - ・評議員会 年3回、必要により臨時開催
 - ・監事会 年2回、必要により臨時開催
 - ・専門部会 必要により開催

- (3) 地域福祉拠点としての本所・支所の機能と役割の整理については、地域に拠点を置いて活動する住民主体による福祉活動と連携した体制整備とともに、あり方を模索してきており、人口減少が著しく、地域で生活し続けることが難しくなるという課題を抱える地域において、社協の役割をどのように果たしていくのかを見据え、体制整備を行っていく。
- (4) 福祉の啓発、住民活動の促進を図るため、広報紙、ホームページを通じてわかりやすい情報発信に努める。広報紙（社協だより）については、上越市の文書配布方法の見直しに伴い、発行回数年3回の班回覧に変更することになるが、内容の充実とともに、市民から求められる広報のあり方を検討し実践していく。また、市民の社協事業に対する理解を深めるため、財務諸表等の適切な情報開示を行う。
- (5) 当会の福祉サービス利用者及び職員の安全確保、事故防止、事故対応などのリスクマネジメント強化に引き続き取り組む。安全衛生委員会の活動を強化して安全教育の実施と健康増進の取組を推進するとともに、衛生管理者や安全衛生推進者の育成を図る。また、事故や災害時における職員行動基準の随時点検と訓練を推進する。更に、災害や感染症対応を踏まえた BCP（事業継続計画）の策定に向けた取組も合わせて推進する。

2. 安定した事業継続のための財政運営

- (1) 当法人における主要な財源は、介護報酬等の収入であり、安定した事業継続のためにその確保は重要である。引き続き事業継続に必要な資金の積立を行い、財政基盤の強化を図っていく。一方で、人口減少社会における社会保障制度の維持という課題も存在しており、住み慣れた地域で暮らし続けたいという人々の願いと、暮らしを支える福祉サービスの経営は非常に難しい現状であるが、役職員が一丸となって経営強化を図るための取組を進めていく。また、広報活動等を通じて福祉活動に対する啓発を行い、住民参画を推進し会費納入率の向上にも努めていく。
- (2) 資産の有効活用を推進し、施設の修繕・建替、車両の入替等は計画的に進めていく。また、関係団体、並びに地域の福祉ニーズをとらえて、地域に必要とされる新規事業の企画は随時検討、実施していく。更に、求められる「働き方改革」も見据え、開設から20年を超える施設が大半を占める介護保険施設等において必要な設備投資を行うことで施設の利便性を高め、利用者から選ばれる事業を追求するとともに、職員の負担軽減及び業務の効率化を図っていく。

3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成

- (1) 組織の継続的な成長・発展には、職員の成長がなくてはならない。また、新たな人財の雇用計画と並行して、職員のキャリア形成を重点的に支援する必要がある。そのためには、福祉職としての専門性と社協職員としての人間性の両側面から、当法人が目指す職員像を明確にし、職員の働き甲斐、成長を法人として支援、承認する仕組みを作る必要がある。評価の仕組みを見据えた人財育成の取組を行っていく。
- (2) 上越市社協職員が法人理念のもと進むべき方向性を共有するとともに、各人が成長できるよう人財育成研修を実施する。併せて各職員の果たすべき役割が認識できるよう、役割とそれに付随する業務の整理と明確化を図ることで、組織としての内部管理体制を強化していく。
- (3) 新しい時代の社会福祉法人のあり方を見据え、先進的な社会福祉法人を目指すために役職員を対象とした研修や視察を実施し、経営の強化を図る。
- (4) 上越市社協職員の人財の確保と職員自身のスキルアップ、更に社会貢献の一環として福祉職を目指す学生や障害者などの実習生を継続して受け入れる。指導担当職員の連絡協力体制を強化し、受け入れ体制の充実を図る。

II 地域福祉事業・活動の推進

令和2年度は第2次運営・事業実施計画の最終年度となるため、5か年の取組の検証や課題の抽出を行い、今後の地域福祉事業の方向性を整理して第3次運営・事業実施計画の策定を進めていく。

個別の取組としては、上越市地域福祉活動計画（地域福祉の推進を目的とした住民や住民組織等の活動・行動計画）を実践していくため、地域の方々と共に地区地域福祉活動計画の策定を進め、地域ぐるみで福祉（生活）課題の解決に向けて取り組む福祉活動の推進を図る。

また、地域福祉推進基礎組織となる「住民福祉会」の設置地区拡大やその運営、実施事業の支援に努める。

権利擁護支援では、上越市が今年度「成年後見利用促進基本計画」を策定することから、市との連携を強化し、地域における権利擁護の支援体制のあり方について協議を進めるとともに、法人後見事業では年々増えてきている家庭裁判所からの受任依頼に対応できるよう、受任体制の整備を行う。

1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

(1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進

①福祉教育推進事業

小・中学校での子どもたちに対する福祉教育を推進していくため、学校教育において福祉教育が明確に位置づけられ、学校との協働による継続的な取組が図れるよう、教育委員会との協議を進める。

学校における福祉教育の実践にあたっては、福祉教育プログラムの有効活用により効果的な取組を進めるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に伴うスポーツを通じた障害者への理解や上越市で開催される「全国人権・同和教育研究大会」を踏まえた人権教育を含めた福祉教育の実施など、「お互いを認め、支え合える関係を築ける人」という人物像の実現を目指し事業の推進を図る。

また、住民や企業・団体等に対しては、既存事業による効果的な取組や住民福祉会の必須事業の実施、「上越市地域福祉活動計画」の周知、「地区地域福祉活動計画」の策定などを通じて福祉への意識づけを図るとともに、福祉（生活）課題の解決に向けた主体的な取組が進むよう働きかけを行う。

②福祉大会・まつり事業

「社会福祉大会」は、上越市社協単独での実施から、新潟日報社、新潟県社会福祉協議会との共同主催で実施する「福祉、介護、健康フェア」のイベントに切り替え市民に対する福祉の啓発を図ってきているが、今年度で4年目となることから、イベントの内容や効果性等についての総括的な検証を行い、今後のあり方について整理する。

支所における「福祉まつり」は職員体制や地域の事情等により実施できていない地区があるため、住民福祉会等との協働による開催もしくは「福祉講演会」という形で福祉教育の取組に変更して実施し、区民に対する福祉の啓発を図る。

(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

①ボランティアセンター事業

行政（共生まれづくり課）、くびき野NPOボランティアセンターとの連携推進会議を継続し、協働の体制づくりやボランティア活動者の拡大、活動支援の充実を図る。

また、「上越市地域福祉活動計画」の重点項目である“福祉活動に主体的に取り組む人づくり”を進めるため、ボランティア養成講座やボランティア育成講座を各支

所で実施し、活動者の拡大と支援に努める。

②ほっと安心生活サポーター事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加等により生活支援を必要とする方が益々増えると予測されるため、在宅福祉サービス（買物や掃除、洗濯などの日常生活に必要なサービス）を提供するサポーター（提供会員）の確保に努めるとともに、活動年数に応じた研修会の実施により適切なサービスの提供と資質の向上を図る。

2. 支え合いの活動が広がる地域

（1）福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

①住民福祉会設置事業

昨年度から全市展開（28の地域自治区を基本的な範囲としての設置）を進め、現在8地区で設置されている。今年度は新たに7地区の設置に向けた取組を進めるとともに、高田区、直江津区に対する働きかけの強化を図る。

また、特にニーズが高い「移動支援」に関する研修会を開催し、事業展開を図るうえでの正しい知識を学ぶ機会を提供する。

（2）圏域に応じた小地域福祉活動の推進

①地域懇談会

地域アセスメントを意識した内容での懇談会を実施するとともに、懇談会で把握できた福祉（生活）課題については、地域福祉推進委員会等で協議し、解決に向けた取組を進める。

上越市社協に対する意見や要望等については、内容を整理し、法人運営や事業展開に反映していくよう内部での検討を行う。

②ふれあいいきいきサロン事業

「上越市地域福祉活動計画」の重点項目である“交流の場づくり”を実践していくため、住民が主体的に運営するサロンを新たに20か所立ち上げ、市内で200か所以上に広げることを目標に取組を進める。

また、既存のサロンについては助成金の継続的な交付や運営協力等により、活動が途絶えることのないよう支援していく。

③ふれあい支え合いマップづくり事業

継続的な地域への働きかけにより実施箇所の拡大を図るとともに、マップが作成された地区においては、状況の変化に合わせたマップの更新や課題を解決していく

ための取組の検討など、地区へのフォローアップに努める。

また、事業開始から10年が経過することから、これまでの取組について検証を行う。

3. 誰もが安心して暮らせる地域

(1) 権利擁護支援の強化

①日常生活自立支援事業

支所職員との連携を図りながら、生活支援員の協力により適切な事業展開を図るとともに、直接的な相談窓口となる地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所への事業周知や啓発活動の強化を図り、支援が必要な方への事業利用につなげる。

②法人後見事業

従来に加え、新たな専任職員の配置や後見補助員（日常生活自立支援事業で経験値の高い生活支援員）による協力などにより、家庭裁判所からの受任依頼に対応していく。

また、行政との連携を強化し、市が策定する成年後見制度利用促進基本計画に関わる協議への参画や情報共有を図るとともに、後見業務等に関わる専門家や関係機関による連携会議（仮称）の設置により基本計画の推進につながる取組を進め、権利擁護支援の充実を図る。

③権利擁護推進事業

権利擁護に関わる事業や制度の周知・啓発を図る出前講座は、相談窓口である居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所に対する講座活用の働きかけを強化するとともに、説明のツールやメニューの整備、段階的な講座展開など参加者の理解が深まるよう工夫しながら実施する。

権利擁護ミニ講座は上越市福祉交流プラザと上越市教育プラザの2会場で各3回開催し、新たに講座終了後の個別相談も実施する。

また、支所においても市民や関係機関等からの権利擁護に関する相談に対応することができるよう体制の整備を図る。

④不登校児の短期自立支援事業

教育や福祉の関係機関との情報交換や教育委員会（学校教育課）との連携強化を図りながら、不登校や引きこもりで悩む子どもたちの「心の居場所」としての「～自由

の学び舎～やすづか学園」を継続的に運営する。

上越市内の不登校の子どもたちを対象とした「学習や活動の日帰りコース（送迎付き）」の継続的实施、不登校相談室の開設による個別相談対応等により、不安の解消や状況の改善に向けた支援を行う。

法人内部及び行政、協力団体等との協議により今後の方向性を整理していく。

（2）総合相談体制の構築

①心配ごと相談事業

各支所における心配ごと相談の窓口や電話、FAX での相談対応について市民への周知を強化するとともに、どのような生活課題も受け止め、相談内容に応じた法人内横断体制による対応や専門家、関係機関等との連携を図りながら心配ごとの解消を図る。

②生活福祉資金貸付事業

新潟県社会福祉協議会からの委託事業として、低所得世帯・高齢者世帯及び障害者世帯に対し、各支所を窓口とした貸付相談への対応及び必要に応じた資金の貸付けにより自立した生活が送れるよう支援する。

生活困窮世帯については、生活困窮者自立相談支援機関との情報共有や支援方法の検討など、生活再建に向けて連携を強化する。

また、借受人については返済状況を確認しながら、特に初期滞納者への償還指導を進め、償還率の向上を図る。

（3）災害支援体制の強化

①災害対策事業

行政（危機管理課、共生まちづくり課）、上越青年会議所、くびき野NPOサポートセンターとの「上越市災害ボランティア連携推進会議」を継続的に開催するとともに連携団体の拡大を進め、大規模災害に対応できるよう体制の整備を図る。

また、災害時に災害ボランティアセンターの運営協力など被災者支援のために活動していただける災害ボランティアの登録を推進するとともに、災害支援ボランティアコーディネーター養成講座等への職員参加により、外部派遣に対応できる職員の拡大に努める。

(4) 関係者・団体への支援及び協働体制の構築

①上越ワーキングネットワーク支援事業

有益な共同作業の受注促進を図るため、上越市ワーキングネットワークの認知度を高める広報活動や営業活動を強化していくとともに、施設間の情報共有方法や組織体制の検討などによりネットワーク機能の充実に向けた取組を進める。

また、事務局機能については、運営委員や加入施設長と話し合いの機会を設け、移管に向けた協議を継続的に行っていく。

②団体事務事業

各団体の事務局機能に関する継続的な支援を行いながら、上半期を目途に移管が可能な団体の検討を行い、事務を担える人材の発掘・養成や事務局を受けることが可能と判断される団体との会計業務の移行など、段階的な事務局業務の移管に向けた協議を進める。

③福祉の店「パレット」事業

上越圏域における障害者福祉施設の製品販売にあたり、春日山荘内に設置している常設店では、春日山荘の利用者のみではなく近隣の施設利用者や住民にも買い求めていただけるよう、店舗のPRやセット販売、カタログ販売など販売促進活動の強化を図る。

イベント会場等へ出向いて販売する「出張パレット」では、購買意欲を高める企画や効果的な販売方法の検討、実施により売り上げ増につなげる。

また、現状では各障害者福祉施設が販路を確保していることなどから、福祉の店「パレット」の所期の目的は達成されていると考えられるため、事業の必要性も含め今後の方向性について整理する。

(5) 上越市地域福祉活動計画の推進

①上越市地域福祉活動計画の周知

既存事業の中で住民に対し計画を説明する機会を設けるとともに、関係団体などに対する説明会等を開催し周知を図る。

説明会等では既に策定された地区地域福祉活動計画の情報提供を行いながら、各地域自治区での地区地域福祉活動計画策定につなげる。

②地区地域福祉計画の策定・推進

住民福祉会設置地区を中心に7地区で地区地域福祉活動計画策定に向けた取組を進める。

また、地区地域福祉活動計画の策定と住民福祉会の取組をセットにした実践報告会を開催し、市民や地域団体等への地域福祉活動に対する理解促進を図るとともに、地区地域福祉活動計画の策定地区の拡大を図る。

(6) 受託事業の実施

①地域支え合い事業の実施

上越市が28の地域自治区で取り組む「地域支え合い事業」（通いの場の設置・運営、協議体会議の開催等）は、春日区、八千浦区を受託し実施するとともに、地域組織の立上げや既存の住民組織による実施となるよう、地区との継続的な協議を進める。

13区のうち住民組織からの再委託という形で事業協力している柿崎区、大潟区、板倉区、名立区については、住民組織による主体的な取組となるよう、継続的に完全移行に向けた働きかけを進める。

②重度身体障害者移動支援事業の実施

日常的に車椅子を使用されているなど歩行が困難な方に、通院等の外出支援のため福祉車両を上越総合福祉センターに配備し、運転ボランティアによる運行を行う。

③手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚に障害のある方の社会生活やコミュニケーション支援等を目的として、適切かつ円滑に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣を行う。

④手話通訳・要約筆記養成等事業及び生活訓練の実施

視聴覚に障害のある方に対する支援体制の充実に向けて、手話通訳者を確保するための手話養成講座や要約筆記・点字・音声訳の講習会等を開催するとともに、視聴覚に障害のある方が生活を送る上で必要な知識や技術、制度等を習得するための生活訓練を実施する。

⑤福祉相談

市役所1階の福祉総合窓口センターに手話通訳者を配置し、ろう者への対応を含めた市民からの相談対応や申請書の受付等の窓口業務を行う。

Ⅲ 介護・障害福祉サービス事業等の実施

上越市社協は、障害があっても高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、自立支援の理念を原点にした、安心して利用できる良質な介護・障害福祉サービスの提供に取り組む。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する諸機関との連携と協働による、包括的かつ総合的な相談体制の構築に継続して取り組む。また、質の高いサービス提供ができる事業環境と体制を整備し、事業所の機能強化に取り組むとともに、職員一人ひとりが介護・障害福祉サービス職員としての資質・向上が図れるように、理念に基づいた人財育成に向けて研修体制の充実を図る。

利用者ニーズ、サービスの質の向上に向けたアンケート等、客観的な事業評価と事業所ごとの自己評価を実施し、課題解決、事業改善の取組を継続し、個別ニーズに対応でき、地域に必要とされる持続可能な事業経営に努める。

1. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族等の相談に応じ、利用者の選択に基づいたケアプランを作成して、上越市や医療機関、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、適切な保健医療福祉サービスが効果的に提供されるように、ケアマネジメントの質向上に取り組む。

事業所名称	休日	開設日
上越居宅介護支援事業所	土・日、 国民の祝日、 年末年始	H12. 4. 1
牧・安塚居宅介護支援事業所		H31. 4. 1
浦川原居宅介護支援事業所		H19. 4. 1
大潟居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
頸城居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
柿崎・吉川居宅介護支援事業所		H31. 4. 1
板倉居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
三和居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
名立居宅介護支援事業所		H13. 4. 1

2. 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスを提供する。医療や看護との連携を図りながら積極的に研修と実践に取り組み、安全

で安心な頼りがいのある事業者を目指していく。

高齢者をはじめ、身体障害者や障害児・知的障害者・精神障害者等の多様な利用ニーズに対応できるようホームヘルパーの資質向上を目指し、各種研修事業への積極的な参加及び自己研鑽に努めることで、サービス内容の充実と拡充に努める。

その他、子育て支援として、産前・産後の体調不良のための家事や育児が困難な家庭や多胎児を出産した家庭等において、産前・産後の健康管理と安心して子育てができる環境を整えるため、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施する。また、制度の狭間にあるニーズに対応するため保険外ホームヘルプサービスを実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるようサポートしていく。

事業所名称	休日	開設日
ヘルパーステーション上越	年中無休	H 5. 4. 1
ヘルパーステーション安塚	年中無休	H 6. 4. 1
ヘルパーステーション柿崎	年中無休	H25. 8. 1
ヘルパーステーション上越北	年中無休	H 6. 9. 1
ヘルパーステーション上越南	年中無休	S63. 4. 1

3. 通所介護（デイサービス）事業

利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援を目標に、個別の援助計画によるサービスの提供を行う。専門職が多職種協同して利用者のニーズにこたえる質の高いサービスの提供に努める。利用者本位のサービスを提供するためにニーズに応じた弾力的な事業運営や内容改善に取り組む。三和デイサービスセンター美杉の里を休止し、隣接する複合施設すいせんの里を拠点とした事業機能集約を図り、多様な個別ニーズへの対応力向上を図る。

事業所名称	休日	定員	開設日
デイサービスセンター謙信高志の里	年中無休	30	H 3. 4. 1
デイホームやちほ	年中無休	18	H 8. 4. 1
デイホーム有田	年中無休	18	H 10. 4. 1
デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	年中無休	33	H 24. 8. 1
浦川原高齢者生活福祉センター	年中無休	25	H 7. 4. 1
牧デイサービスセンターやまゆりの家	土・日曜日	18	H 4. 4. 1
大潟デイサービスセンターやすらぎの家	日曜日	30	H 3. 4. 1
頸城デイサービスセンター無憂の里	土・日曜日	33	H 9. 4. 1
頸城デイサービスセンターはながさの里	金・日曜日	27	H 4. 4. 1
くびきの里デイサービスセンター	年中無休	35	H 16. 4. 1

吉川デイサービスセンターあじさいの家	年中無休	18	H 4. 4. 1
いこいの里あさひデイサービスセンター	年中無休	30	H 22. 6. 7
みやじまの里第一清心荘（一般型）	日曜日	30	H 3. 6. 1
みやじまの里第一清心荘（認知症対応型）	日曜日	10	H 8. 11. 1
みやじまの里第二清心荘	土曜日	25	H 11. 8. 1
三和デイサービスセンター美杉の里	休止	18	H 5. 4. 1
三和デイサービスセンターすいせんの里	年中無休	28	H 12. 4. 1
名立デイサービスセンター椿寿苑	日曜日	33	H 7. 4. 1

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業

家庭的な環境と地域との交流のもと、利用者が共同生活住居において職員と共働き、それぞれの役割をもって生活することで、利用者の認知症の進行を緩和し、一人ひとりにあった自立生活が営めるようにサービスの提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
グループホーム安塚やすらぎ荘	年中無休	9	H 24. 8. 1

5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業

短期間の入所により、利用者の生活の質の向上及び家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続に資するサービスの提供を行う。また6事業所で空床利用型の障害福祉サービス（短期入所）を実施していく。

事業所名称	休日	定員	開設日	空床利用型障害福祉サービス（短期入所）
ショートステイ謙信高志の里	年中無休	9	R 元. 10. 1	実施
安塚やすらぎ荘ショートステイ	年中無休	19	H 24. 8. 1	実施
くびきの里ショートステイ	年中無休	12	H 16. 4. 1	実施
ほほ笑よしかわの里ショートステイ	年中無休	10	H 15. 7. 1	該当なし
いこいの里あさひショートステイ	年中無休	14	H 22. 6. 7	実施
コミュニティナイトホームみやじまの里	年中無休	8	H 11. 8. 1	実施
コミュニティナイトホームすいせんの里	年中無休	8	H 12. 4. 1	実施

6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業

施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	年中無休	30	H15. 7. 1

7. 地域包括支援センター事業

上越市からの委託を受け、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、総合相談・支援業務を行う。また、虐待の防止及びその早期発見に努める等、権利擁護のために必要な援助を行う。介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整、介護予防マネジメントを行うとともに、地域ケア会議の開催等、地域の関係機関との調整、包括的・継続的マネジメント業務を行う。令和2年度からは、新たな機能として生活困窮と障害相談への支援業務を開始し、総合相談の機能強化を図る。上越市社協は浦川原区を拠点とするエリアを受託する中で、サテライト事業所の牧地域包括支援センターについては、社会福祉法人まきむら福祉会と連携した運営を行う。同様に柿崎区を拠点とする柿崎地域包括支援センターの運営主体である社会福祉法人松波福祉会と連携し、サテライト事業所となる吉川地域包括支援センターの運営を担う。

事業所名称	休日	開設日
浦川原地域包括支援センター	土・日、 国民の祝日、 年末年始	H18. 4. 1
安塚地域包括支援センター (サテライト)		H30. 4. 1
大島地域包括支援センター (サテライト)		H30. 4. 1
牧地域包括支援センター (サテライト)		H30. 4. 1

8. 障害者相談支援事業

障害のある方やご家族、関係者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。

- ・ 指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）
- ・ 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 指定障害児相談支援事業

9. 上越圏域障害者地域生活支援センター（精神障害者地域移行支援）事業

新潟県の委託を受け、精神科病院に長期に入院されている方の地域移行・地域定着が進むように、医療機関や市町村・障害福祉サービス事業所等に働きかけるとともに、地域移行支援に関する助言や地域支援体制の整備を図る。

あわせて、圏域全体の地域づくりをめざし、アドバイザー事業を実施する。

10. 地域生活支援拠点等運営事業

上越市の指定を受け、地域生活支援拠点等運営事業者として、上越市社協が運営する相談、通い、宿泊機能を一体として活用し、障害の重度化、障害のある人の高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域生活への移行の促進を図り、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう事業に取り組む。

11. 障害者就労支援等事業

障害のある方の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力や適性に合わせた自立支援を行うとともに、地域社会への参加を積極的に進め、社会の中で主体的に生活を送ることができるように必要な支援を行う。

(1) 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障害のある方の一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

(2) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な

訓練その他の便宜について、適切かつ効果的な支援を行う。

(3) 生活介護事業

障害のある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供、個々の生きがいの創造、その他必要な支援を行う。

(4) 各事業の定員等

・ふれんどり～ミルはまなす

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始 但し、行事等で 変更することが ある	3	H23. 4. 1
就労継続支援B型事業		33	H23. 4. 1
生活介護事業		4	H27. 10. 1

・板倉ふれあい工房

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始 但し、行事等で 変更することが ある	4	H26. 4. 1
就労継続支援B型事業		10	H26. 4. 1

1 2. 共同生活援助（障害者グループホーム）事業

地域において自立した日常生活、社会生活が送れるように、生活の場を提供し、一人ひとりの能力、適性にあわせた日常生活の支援、相談を行い、安心してひとり暮らしができるように支援を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
柿崎ふれんどり～ホームうらはま	年中無休	5	H 31. 4. 1

1 3. 高齢者健康支援訪問事業

上越市からの委託を受け、生活習慣病等で介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域の課題や居住する高齢者の課題を把握し、介護予防と生活改善及び向上を図るために個別の健康支援訪問を実施する。

1 4. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業

上越市からの指定管理を受け、在宅での生活に不安を感じるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯を対象に住まいを提供し、相談や緊急時の対応などのほか交流を図りながら生活援助を行う。

事業所名称	定員	1人部屋 (室数)	2人部屋 (室数)	指定管理期間
浦川原生活支援ハウス	10	6	2	R元年度～4年度
頸城生活支援ハウス	10	8	1	R元年度～4年度
板倉生活支援ハウス	12	8	2	R元年度～4年度
名立生活支援ハウス	15	11	2	R元年度～4年度
合計	47	33	7	

1 5. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業

上越市社協の職員を対象にして、介護職員初任者研修を実施する。法人職員として高齢者の多様化するニーズに対応した知識・技能の習得を目指して、介護職員を養成する。

養成研修名	定員
上越市社会福祉協議会 介護職員初任者研修	6

IV 施設の管理・運営事業

上越市からの指定管理、委託、補助を受け、各種施設の管理・運営を行うことで、広く市民の交流を推進し、健康増進と福祉の向上を図る。

事業所名称	種別	管理・運営	指定管理期間
菱の里	宿泊交流施設	指定管理	H29年度～R3年度
大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	事務受託	
福寿荘	高齢者交流施設	事務受託	
春日山荘	高齢者の活動拠点	事業補助	